路線名　近畿自動車道名古屋神戸線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
高槻市大字原三〇一八番地先から同市大字萩谷四四〇番一地先まで	前	最小 三七六	四、八六八
		最大 三四	
	後	最小 二六四	
		最大 二一	
茨木市大字車作二番一地先から同市大字千提寺七九番地先まで	前	最小 五一五	四、六三五
		最大 三六	
	後	最小 四四〇	
		最大 三九	

○国土交通省告示第千百四十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　近畿自動車道名古屋神戸線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
茨木市大字千提寺七九番地先から同市大字泉原三七四番一四地先まで	前	最小 三一五	二、三七五
		最大 三六	
	後	最小 三三四	
		最大 四七	
大阪府豊能郡豊能町高山五四五番一地先から同府豊能郡豊能町高山三三五番一まで	前	最小 八一	四四三
		最大 三六	
	後	最小 一三一	
		最大 四七	
箕面市大字粟生間谷二八九七番三から同市下止々呂美一七番四地先まで	前	最小 三四五	六、三六〇
		最大 三六	
	後	最小 二五七	
		最大 二六	
池田市中川原町一六番三から同市中川原町一五番一八地先まで	前	最小 三六	二八三
		最大 三六	
	後	最小 五二	
		最大 二六	
川西市東畦野字長尾五番一九地先から同市石道字梅木谷一番五地先まで	前	最小 三三〇	四、五五二
		最大 三四	
	後	最小 三一三	
		最大 二二	

○国土交通省告示第千百四十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　近畿自動車道敦賀線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
福井県三方上中郡若狭町生倉四一号観音川南一一番	前	最小 二一八	六五
		最大 六五	
	後	最小 二一八	
		最大 六五	

○国土交通省告示第千百四十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　中国縦貫自動車道
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
西宮市塩瀬町生瀬字花折ケ峯一三〇七番七から同市塩瀬町生瀬字花折ケ峯一三三九番三まで	前	最小 一二二	八四
		最大 七七	
	後	最大 一一二	
		最小 七七	

○国土交通省告示第千百五十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
中央自動車道西宮線　高槻市大字梶原四九番二〇地先から同市宮が谷町五八八番一地先まで　平成二十九年十二月十日十五時

○国土交通省告示第千百五十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
中央自動車道富士吉田線　調布市富士見町一丁目一七番一　平成二十九年十二月十一日三時

○国土交通省告示第千百五十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
近畿自動車道名古屋神戸線　高槻市安満磐手町二番地から川西市石道字梅木谷一番五地先まで　平成二十九年十二月十日十五時